

議案第 27 号

桐生市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

桐生市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成 27 年桐生市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、「次条に規定する」を削り、「場合」の次に「、地域包括支援センターの人員配置基準は」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(桐生市地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、地域住民の権利譲渡を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法)によることができる。)は、原則として次のとおりとする。第 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、桐生市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 27 号 桐生市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準について所要の改正を行おうとするものです。